

都市景観形成基本計画及び景観計画（素案）について

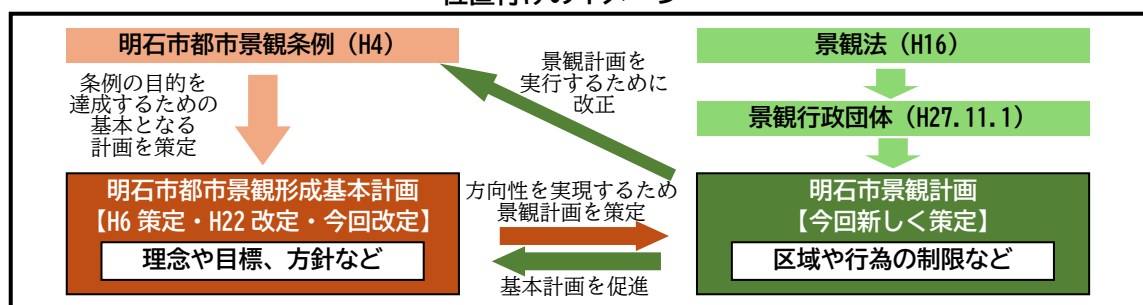
本市では、さらなる都市景観形成を推進するため、現行の「明石市都市景観形成基本計画」の改定及び景観法に基づく「明石市景観計画」の策定に取り組んでおります。つきましては、両計画の素案等について報告します。

1 各計画の位置付け

これまで本市では「明石市都市景観条例」により、まちの景観形成に取り組んでまいりました。今後も、理念や目標、方針などについては、これまでどおり条例に位置付けられた「基本計画」を改定することにより、引き続き景観形成を推進してまいります。

また、これまで条例の中で一部取り組んでいた景観施策については、法に基づく実行計画となる「景観計画」を新しく策定し、より実効性の高いものとして取り組んでいくこととします。

位置付けのイメージ



2 計画素案の概要（別紙素案のとおり）

昨年度には、アンケートやタウンミーティングなどを通して市民意識調査を実施し、また、都市景観審議会や本委員会で状況報告を行いながら、この度、両計画の素案を作成しました。

（１）都市景観形成基本計画（素案）

- ・ 理念を見直し
（豊かな海と風土にあふれたあかしの景観を創造し、育み、次世代へつなごう）
- ・ 目標に新しく「眺望景観」を追加
- ・ 各地域の景観資源図を更新
- ・ 市民から募集した写真の採用 など

（２）景観計画（素案）

- ・ 景観法に基づく景観区域を市内全域に設定し、用途地域により地区を区分
- ・ これまで条例で定めていた都市景観形成地区（大久保駅南地区）を景観重点地区へ移行
- ・ 住宅・田園地区（用途地域が住居系・市街化調整区域）は、これまでの建築時の届出対象を15mから10m以上の建物とし、色彩についても一定の基準を強化
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針を明記（今回指定は無し）
- ・ 各地区共通の方針にて努力事項を明記 など

3 関係条例の改正概要

景観計画を新しく策定するにあたって、現行の都市景観条例について改正を行います。

- これまで景観条例のみで定めていたものを、景観法における景観計画で定めたものに移行
例) (条例) 大規模建築物の届出 → (法) 景観計画による届出
(条例) 都市景観形成地区 → (法) 景観重点地区 など
- これまで要綱等で定めていたものを、条例に移行
例) 公共施設景観指針・都市景観アドバイス会議 など
- これまで違反行為に対して、条例では「指導・助言」までしかできなかったものが、法に位置付けると「勧告」、条例で「変更命令」まで強化

4 今後のスケジュール

年度	年月	内容
令和7年度	令和7年10～11月	・パブリックコメントの実施
	令和8年 1月	・最終案について明石市都市計画審議会にて審議
	2月	・最終案について明石市都市景観審議会にて審議
	3月	・最終案について本委員会へ報告 ・関係条例の改正について議案上程 ・計画の改定・策定
令和8年度	4月	・関係条例施行